武内　則男	高知県高知市西秦泉寺三三八―一四	衆議院議員	平成二十九年十月二十二日	○
山内　康一	福岡県福岡市早良区室見二―一六―二〇	衆議院議員	平成二十九年十月二十二日	○
矢上　雅義	熊本県人吉市五日町一七	衆議院議員	平成二十九年十月二十二日	○
武藤　勝彦	東京都練馬区小竹町二―七八―一〇	衆議院議員	平成二十九年十月二十二日	○
川内　博史	鹿児島県鹿児島市下荒田一―六―二三	衆議院議員	平成二十九年十月二十二日	○
福山　哲郎	京都府京都市上京区小島町五四七―一	参議院議員	平成二十八年七月十日	○

(六)　得票総数

平成二十九年十月二十二日執行総選挙　小選挙区選挙　四、七二六、三二六・〇七八票

比例代表選挙　一一、〇八四、八九〇票

(九)　支部の数　二

(一〇)　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十四条第一項の規定による政党の合併に関する届出があったので、同条第三項の規定により読み替えて準用される同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

○総務省告示第四百二十三号

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十九年十月二日

(一一)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十九年十月三日

一　民進党

(一)　合併解散政党の名称　合併解散政党が直近の届出をした年月日　合併解散政党が解散した年月日　合併解散政党の代表者であった者が解散の届出をした年月日

維新の党　平成二十八年一月十八日　平成二十八年三月二十八日　平成二十八年三月二十八日

(二)　合併解散政党の得票総数

維新の党

平成二十五年七月二十一日執行通常選挙　比例代表選挙　三、九八五、五二六・八〇六票

選挙区選挙　二、四一二、三〇五・三〇五票

○外務省告示第四百三十一号

昭和四十年四月九日にロンドンで作成された「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の附属書は、同条約第七条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、平成三十年一月一日に効力を生ずる。

（平成二十八年九月二十七日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十九年十二月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

附属書

第一節　定義及び一般規定

A　定義

この附属書の適用上、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。

「密航未遂者」とは、船舶所有者又は船長若しくは他の責任を有する者の同意を得ることなく、船舶内に隠れ、又は船舶に積み込まれる予定の貨物の中に隠れていた者であって、当該船舶の出港前に当該船舶内で発見されたものをいう。

「貨物」とは、船舶によって輸送される全ての種類の物品（郵便物、船用品、船舶の予備部品、船舶の装備品、荷送人との運送契約に基づいて輸送されるものでない貨物輸送ユニット、乗組員の携帯品及び旅客の携帯品を除く。）をいう。

「貨物輸送ユニット（ＣＴＵ）」とは、貨物コンテナー、スワップボディ車両、車両、鉄道用貨車その他これらに類似するユニットをいう。

「通関」、「出入国」又は「入出港」とは、次のいずれかのことのために必要な税関作業その他の作業を完了することをいう。

(a)　物品が国内使用のために引き取られ、輸出され、又は他の税関手続の下に置かれることを許可すること。

(b)　人がいずれかの国の領域に入国することを許可すること。

(c)　船舶がいずれかの国の領域内において入港し、又は出港することを許可すること。

「乗組員の携帯品」とは、衣類、日用品その他の物品（通貨を含めることができる。）であって、乗組員が所有し、かつ、船舶によって輸送されるものをいう。

「乗組員」とは、船舶の運航又は役務のため航海中の船舶内における任務に現に従事しており、かつ、乗組員名簿に記載されている者をいう。

「周遊船」とは、予定された観光のため一又は二以上の異なる港を一時的に訪問する目的で、集団のための計画に参加し、及び乗船している旅客を輸送する国際航海に従事する船舶であって、原則として、航海中に次のことを行わないものをいう。

(a)　他の旅客の乗船又は下船

(b)　貨物の積込み又は積卸し

「書類」とは、電子的又は非電子的手段によってデータを提供する情報をいう。

「到着予定時刻（ＥＴＡ）」とは、船舶が、港に勤務する水先人の乗下船場所に当該船舶が到着すると見込む時刻又は、港湾規則が適用される場合には、港の区域内の特定の場所に当該船舶が入ると見込む時刻をいう。

「貨物コンテナー」とは、恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうである輸送機器（車両及び包装容器を含まないが、車台に載せて運送される貨物コンテナーを含む。）であって次の条件を満たすものをいう。

運送の途中における詰替えなしに一又は二以上の輸送方式による物品の運送を容易にするため特に設計されていること。

固定すること又は迅速な取扱いをすることができるように設計されており、このため、隅金具を有していること。

千九百七十二年の安全なコンテナーに関する国際条約（ＣＳＣ条約）に従って承認されていること。

「ＩＳＰＳコード」とは、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）の締約政府会議の決議二によって、二千二年十二月十二日に採択された船舶及び港湾施設の保安に関する国際（ＩＳＰＳ）コード（機関による改正を含む。）をいう。

「積荷目録」とは、船荷証券その他の運送書類であって船舶による物品の運送のために発行されたものから様々なデータの要点を抽出した書類をいう。

「船長」とは、船舶を指揮する者をいう。

「通過中の旅客」とは、船舶その他の輸送手段によって外国への旅行を継続する目的で外国から船舶で到着する旅客をいう。